

学振助一第1261号
令和7年1月22日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛
(公印省略)

令和7(2025)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(特別研究員奨励費)
(外国人特別研究員)の募集について(通知)

このことについて、別添「令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領(特別研究員奨励費)(外国人特別研究員)」(以下「募集要領」という。)により募集します。

ついては、貴職から関係者に周知するとともに、貴研究機関において、募集要領「Ⅲ 研究機関の方へ」の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。

今回の募集における前年度からの主な変更点は別紙のとおりですので、貴職から関係者に周知してください。

なお、本募集は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、令和7(2025)年度予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

(本件担当)
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部 研究助成第一課 総務企画係
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
電話 03-3263-0976, 0980

＜令和7(2025)年度募集における主な変更点等＞

(1) 応募区分の見直しに伴う申請書の記入方法の変更

特別研究員奨励費の応募区分の見直しを行うとともに、研究計画調書における研究計画の記入方法の変更を行っております。申請者は、自らが選択する特別研究員奨励費（外国人特別研究員）の応募区分（A区分又はB区分）に応じて、研究計画を記入してください。

なお、応募に当たり、A区分とB区分のどちらの区分を選択しても、特別研究員奨励費の審査に影響はありませんので、研究計画の内容に従って適切な応募区分を選択してください。

＜変更後の研究計画調書の記入方法＞

	「A区分」 を希望する者	「B区分」 を希望する者
「研究計画」欄 ・外国人特別研究員としての研究のベースとなる研究計画 (※全申請者必須)	記入必要	記入必要
「B区分の応募を行う場合、A区分の研究計画との相違点」欄 ・研究計画上、応募総額がA区分の応募総額を超える必要がある場合のみ、 A区分の研究計画との相違点（追加的に行う研究内容） を簡潔に記入 (※希望者のみ)	記入不要	記入必要

(2) 研究インテグリティについて

「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

令和7(2025)年度公募からは、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を科研費電子申請システムに連携し、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力いただきます。

特に、研究代表者（受入研究者）が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、必ず事前に当該情報の登録状況を確認してください。なお、研究分担者（外国人特別研究員）については、令和7(2025)年度募集においても引き続き、「科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）（外国人特別研究員）の応募等に係る確認書」によって誓約を求めます。

(3) 安全保障貿易管理の体制整備について

科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の輸出（提供）を予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することを求めています。

令和 7 (2025) 年度に助成を行う研究課題から、交付決定までに当該研究課題において外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているかの確認及び、提供の意思がある場合は、研究機関の管理体制の有無について確認を行います。

提供の予定がある場合、管理体制が整備されている必要がありますので、研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、整備状況を必ず e-Rad へ登録してください。

(4) 研究データマネジメントについて

令和 6 (2024) 年度から、原則全ての研究種目において研究データマネジメントプラン（DMP）の作成を求めます。DMP の作成例等の詳細は交付内定時に示しますので、当該内容に沿って研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等を行ってください。